

生徒及び保護者の皆様へ

徳島県立徳島北高等学校長

「自転車ヘルメット着用推進モニター」の募集について

本校が用意するLAZER製のヘルメット5個のモニターを募集します。
次の条件を承諾できる人は、担任を通じて申し込んでください。

【条件】

- ① 「自転車ヘルメット着用推進モニター」として、自転車に乗る際、必ず使用してくれる人
- ② 「自転車ヘルメット着用推進」のための動画やポスター制作に協力してくれる人

募集期間	令和5年8月28日（月）～9月8日（金）
------	----------------------



Sサイズ 1個
M/Lサイズ 4個
色・黒

「自転車ヘルメット購入支援制度」について（徳島県からのお知らせ）

令和5年4月1日施行の「改正道路交通法」により、自転車を利用する全ての方に、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、県や県警を始め、各関係団体の協力を得て、街頭交通キャンペーン等による自転車ヘルメット着用啓発に取り組んできたところです。

しかし県内のヘルメット着用率については、24.5%（4月～7月平均）の低水準に止まっており、自転車事故に遭った場合に死亡する割合が高い高齢者は25.5%、自転車利用頻度の最も高い高校生は5.2%となっています。

このような厳しい状況を早急に打開するため、8月4日から令和5年度末までを「着用強化期間」に設定し、その間の新たな「向上促進策」として、9月補正予算への計上を目指し、「自転車ヘルメット購入支援制度」の創設を検討しています。

★現時点で想定する制度概要

【補助金額】

- ① ヘルメット購入額の2分の1（上限3,000円）を補助。
※ SGマーク等一定の安全基準を満たしているものが対象。

【補助対象者】年齢はいずれも令和6年3月31日現在とする

- ① 65歳以上の高齢者の方
- ② 高校生世代（16歳～18歳）の方

【補助申請先】

- ① 住民票のある市町村



～県民の皆様へ～

- この新たな補助制度については、「着用強化期間」が始まる【令和5年8月4日以降の購入分】を補助対象としたいと考えていますので、次の点をお願いします。

- ・ ヘルメットの早期購入・着用に努めてください。
- ・ 購入される方は、新制度創設後、市町村への補助申請の際に必要なので、「領収書」を保管しておくようお願いします。